

●会員に対する処分の執行について

当該会員に対して、会則第53条第1項に基づき、下記のとおり処分を執行しましたので、会則第54条の2第9項の規定及び会令第91号「継続研修義務不履行者の処分に係る公表に関する規則」によりその旨を掲載します。

記

1. 処分を受けた会員の氏名及び登録番号
山本 喜幾 会員（登録第7604号）
2. 処分の方法
権利停止1年（会則第54条の2第2項第2号）
3. 処分の執行日
2026年8月7日
4. 処分の理由の概要
 - （1）処分の理由：継続研修義務不履行
 - （2）適用条項：弁理士法第31条の2（研修）、弁理士法施行規則第25条（継続研修）、会則第57条第2項（継続研修）、会則第57条の2（継続研修義務不履行者の履修期限）
 - （3）履修期間：Eグループ 2018年4月1日～2023年3月31日
 - （4）履修状況：不足している単位数 倫理研修10単位、業務研修30単位